

老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分

10月4日 第1回審尋に結集を！



稼働してから40年間を超えた美浜原発3号機が、美浜町長と福井県知事により今年の春に再稼働が承認されました。

その結果、日本で初めて法律で定められた40年の期間を超えて老朽化した原子力発電所が再稼働することになってしまったのです。

このような危険な再稼働は絶対許されないとして9名が「老朽原発を動かすな」として仮処分を6月21日に申し立てました。

以後弁護士から直ちに審尋を行うようにと再三の申入れを行った結果、10月4日ようやく第1回目の審尋が行われることになりました。

私たちをはじめ、子孫の暮らしや健康・命に関わることです。多くの皆様の参加をお願いします。

行 動 日 程

- 13:00～13:20 ・ ・ 前段集会
大阪地方裁判所前の広場
- 13:20～13:25 ・ ・ 入廷行進
- 13:30～14:00 ・ ・ 第1回審尋 (非公開)
- 14:00～16:00 ・ ・ 記者会見と報告集会
堂島ビルディング9階 D室

連絡先 ・ ・ 原子力発電に反対する福井県民会議
福井市日之出3-9-3 0776-25-7784